

I 2011（平成 23）年度「大学評価」の結果について

① 大学基準協会の大学評価

本協会の大学評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」(財団法人 大学基準協会寄附行為第3条)ことを目的として行われます。より具体的には、

- (1) 本協会が定める大学基準に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、大学の教育・研究活動等の質を社会に対し保証すること。
- (2) 大学評価の結果の提示ならびにその後の改善報告書の提出およびその検討というアフターケアを通じて、申請大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援するという目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、当該大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムが機能していること、の2点を重視しています。

このため、いくつかの問題が認められるときには、大学基準に適合していると認定するものの、その適合認定の期間に制限を設ける期限付適合と判定し、その後の改善努力と成果を確認する場合があります。

大学評価における期限付適合の期間は3年間とし、そのいずれかの年度に、期限付適合の原因となった事項について再評価を受けることが必要です。本協会は、当該問題事項の改善状況を3年後までに再評価し、大学基準への適合について改めて判定を行います。

なお、本協会が2004(平成16)年に「認証評価機関」として文部科学大臣に認証されたことにより、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法に基づく「認証評価」を受けたこととなります。

② 2011(平成23)年度 大学評価(認証評価)への申請大学

(大学名五十音順)

(公立) 青 森 公 立 大 学
(私立) い わ き 明 星 大 学
(私立) 宇 都 宮 共 和 大 学
(私立) 大 阪 薬 科 大 学
(私立) 学 習 院 女 子 大 学
(私立) 神 奈 川 工 科 大 学
(私立) 九 州 保 健 福 祉 大 学
(私立) 京 都 女 子 大 学
(私立) 神 戸 学 院 大 学
(私立) 高 野 山 大 学
(公立) 埼 玉 県 立 大 学
(公立) 札 幌 市 立 大 学

(私立) 芝 浦 工 業 大 学
(私立) 淑 徳 大 学
(私立) 清 泉 女 子 大 学
(私立) 玉 川 大 学
(私立) 天 使 大 学
(私立) 桐 蔭 横 浜 大 学
(私立) 東 京 医 療 保 健 大 学
(私立) 常 葉 学 園 大 学
(公立) 長 野 県 看 護 大 学
(私立) 名 古 屋 学 院 大 学
(公立) 名 寄 市 立 大 学
(株立) ビジネス・ブレイクスルー大学
(私立) 広 島 修 道 大 学
(私立) 広 島 女 学 院 大 学
(私立) 宮 城 学 院 女 子 大 学
(公立) 山 口 県 立 大 学
(私立) 立 教 大 学
(私立) 立 命 館 大 学

③ 大学評価の組織体制

2011（平成 23）年度の大学評価においては、上記申請大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な審査・評価活動を行いました。

まず、「大学評価」の中心となる大学評価委員会（委員 30 名、幹事 2 名、特別大学評価員 1 名）の下には、30 の大学評価分科会、1 の再評価分科会を設置し、延べ 158 名の委員と 2 名の幹事、1 名の特別大学評価員が評価にあたりました。大学評価委員会委員は、本協会正会員校から推薦された候補者、理事会の推薦による者、外部有識者の中から理事会が選出した者によって構成されています。また、幹事は、大学評価委員会の推薦により理事会で選出しており、大学評価分科会および再評価分科会の運営を補佐するとともに、評価結果の原案を作成する役割を担っています。特別大学評価員は、理事会で選出しており、幹事の役割に加えて事務局が行うような実務的役割も担っています。

また、大学財務評価分科会（主査・委員あわせて 12 名）を設置し、大学財務評価の指標や方法の検討を行うとともに、分科会の下部に 9 の部会を設け、そこで評価された内容の調整を行いました。具体的には公立大学（法人）については、申請 6 大学に対して国・公立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて 4 名）を設置して、評価を行い、私立大学および株式会社立大学については、申請 24 大学を 8 グループに分け、それぞれ設置する学部の種類に対応して私立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて 24 名）を設置し、分担し

て評価を行いました。

したがって、2011（平成 23）年度の大学評価は、延べ 198 名の委員と 2 名の幹事、1 名の特別大学評価員がかかわって行ったこととなります（大学評価の組織体制については【資料 1】、各委員会ならびに分科会、部会等の名簿については、【資料 2】参照）。

④ 大学評価の経過

(1) 書面による評価

上記分科会にかかわる委員は、評価者研修セミナーに参加した後、各大学の自己点検・評価の結果としてとりまとめられた点検・評価報告書および大学基礎データ、その他の根拠資料をもとに自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各大学評価分科会では、各委員の評価所見をもとに主査が作成あるいは委員が分担執筆した大学評価分科会報告書（原案）をたたき台として書面による評価を行い、その結果を主査あるいは委員が分担執筆して大学評価分科会報告書（案）として取りまとめました。

(2) 大学評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に大学評価申請のあった 30 大学のすべてに対して実地調査を実施しました。

実地調査の目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確さを期すことにあります。今年度は、新大学評価システムに移行したことに伴い、実地調査を 2 日間かけて行いました。具体的には、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、大学全体での意見交換に加え、教職員個別の意見交換の時間を設け、大学と評価者間での十分なディスカッションを行いました。また、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。さらに、各分科会の大学評価分科会報告書（案）をあらかじめ当該大学に提示し、実地調査の際に同案の記載内容についての確認の機会を設けました。あわせて学生インタビューや授業参観も行いました。これらにより実地調査の実効性を高めることに努めました。

(3) 大学評価委員会における評価結果（案）の作成

実地調査等の結果を反映させたくて提出された各分科会の大学評価分科会報告書（最終版）をもとに、大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該大学に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、大学評価申請 30 大学中 23 大学から意見申立がなされました。大学評価委員会では、申請大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行い、評価結果（最終案）を作成しました。

(4) 理事会、評議員会による評価結果の承認

大学評価委員会が作成した評価結果（最終案）については、2012（平成24）年2月17日開催の理事会への報告の後、3月9日開催の第107回評議員会と臨時理事会に諮りました。その結果、2011（平成23）年度に大学評価を申請した30大学すべての大学の評価結果について承認を得、本年度の大学評価が終了しました。

なお、2011（平成23）年度に大学評価を受けた大学の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請大学に対する評価結果」をご参照ください。

⑤ 大学評価結果の概要

2011（平成23）年度に大学評価（認証評価）を申請した30大学中、下記の27大学について大学基準に適合しているものとして認定しました。

(1) 大学評価（認証評価）の結果、大学基準への適合認定を行った大学

（大学名五十音順）

(公立) 青 森 公 立 大 学
(私立) い わ き 明 星 大 学
(私立) 大 阪 薬 科 大 学
(私立) 学 習 院 女 子 大 学
(私立) 神 奈 川 工 科 大 学
(私立) 九 州 保 健 福 祉 大 学
(私立) 京 都 女 子 大 学
(私立) 神 戸 学 院 大 学
(公立) 埼 玉 県 立 大 学
(公立) 札 幌 市 立 大 学
(私立) 芝 浦 工 業 大 学
(私立) 淑 徳 大 学
(私立) 清 泉 女 子 大 学
(私立) 玉 川 大 学
(私立) 天 使 大 学
(私立) 桐 蔭 横 浜 大 学
(私立) 東 京 医 療 保 健 大 学
(私立) 常 葉 学 園 大 学
(公立) 長 野 県 看 護 大 学
(私立) 名 古 屋 学 院 大 学
(公立) 名 寄 市 立 大 学
(私立) 広 島 修 道 大 学
(私立) 広 島 女 学 院 大 学
(私立) 宮 城 学 院 女 子 大 学

(公立) 山 口 県 立 大 学
(私立) 立 教 大 学
(私立) 立 命 館 大 学

(2) 大学基準への適合認定を行った大学に対する提言

以上の 27 大学には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所として特記すべき事項」、「改善勧告」、「努力課題」等の提言を付しています。

「長所として特記すべき事項」を付した大学は 27 大学、「改善勧告」を付した大学は 8 大学、「努力課題」を付した大学は 27 大学となりました。各指摘は、それぞれの大学からの申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立の手続き等による当該大学からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

「改善勧告」や「努力課題」を付された大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として 2015（平成 27）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

(3) 大学評価（認証評価）の結果、期限付適合と判定した大学に対する提言

一方、2011（平成 23）年度に大学評価を申請した 30 大学中 3 大学（宇都宮共和国、高野山大学、ビジネス・ブレイクスルー大学）については、本協会の大学基準に適合しているもののいくつかの点で問題があるため期限付で認定し、再評価を受けることを課すこととしました。

期限付適合と判定した大学に対しては、「長所として特記すべき事項」「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を付すとともに、2014（平成 26）年までのいずれかの年度に再評価を受けるよう要請しました。

⑥ 改善報告書について

前述のとおり、本協会では、大学評価の結果、大学基準に適合している旨の認定を受けた大学に対して、必要に応じて「長所として特記すべき事項」、「改善勧告」、「努力課題」を付しています。「改善勧告」を付された大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「努力課題」を付された大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「改善勧告」もしくは「努力課題」が付された大学は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の大学評価の特色のひとつであり、改善報告書の評価を通じて、大学の改善・改革を継続的に支援するための重要なシステムです。

⑦ 2011（平成 23）年度 再評価大学

（大学名五十音順）

（私立） 京 都 学 園 大 学
（私立） 聖 徳 大 学
（私立） 相 愛 大 学
（私立） 東 京 基 督 教 大 学
（私立） 立 正 大 学

⑧ 再評価の経過

(1) 書面による評価ならびに大学評価委員会における再評価結果（案）の作成

本協会では、2008（平成 20）年度の大学評価ならびに認証評価において判定を保留した上記 5 大学に対し、2011（平成 23）年 6 月末までに、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を踏まえた改善結果を報告するよう要請しました。これを受けて、当該大学から提出された改善報告書をもとに、再評価分科会において検討を行い、また当該大学に対してヒアリングを行い、再評価結果（原案）を取りまとめました。その後、大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した再評価結果（委員長案）を大学評価委員会において、慎重に審議し、再評価結果（委員会案）を作成し、同委員会案を当該大学に送付しました。

再評価結果（委員会案）を受け取った大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。それに基づき当該大学から意見申立がなされ、大学評価委員会において、大学から提出された資料をもとに事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

(2) 理事会、評議員会による評価結果の承認

意見申立の手続きにより必要な修正を行った再評価結果（案）については、2012（平成 24）年 2 月 17 日開催の理事会への報告の後、3 月 9 日開催の第 107 回評議員会と臨時理事会に諮りました。その結果、2011（平成 23）年度に再評価を行った 5 大学の評価結果は承認されました。

なお、2011（平成 23）年度に再評価を受けた大学の再評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請大学に対する再評価結果」をご参照ください。

⑨ 再評価結果の概要

(1) 大学評価（認証評価）の結果、大学基準への適合認定を行った大学

（大学名五十音順）

（私立） 京 都 学 園 大 学
（私立） 聖 徳 大 学

(私立) 相 愛 大 学

(私立) 東 京 基 督 教 大 学

(私立) 立 正 大 学

⑩ 大学基準協会の評価の充実に向けて

多角的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、大学評価システムの改善・充実に取り組んでいます。とりわけ、2011（平成23）年度からは、認証評価制度が第2期目を迎えるのを機に、これまでの「自己点検・評価の実施」から、大学自ら質を保証し、向上させるための継続的な努力とそれを社会一般に対していかに説明・証明しているのか、という「内部質保証システム」の構築と有効性を重視した新たな評価システムへと移行しました。また、評価基準の体系化、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスについても見直し、改善を図るとともに、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える大学評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。